

福岡県公報

平成30年8月14日
第4017号

目次

告示 (第711号 - 第715号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 1
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 2

公告

- 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) 2
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 2
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 3

告示

福岡県告示第711号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

朝 倉 県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市須川164番1先から朝倉市須川160番1先まで	3.9 ～ 4.8	20.2
		後	朝倉市須川164番1先から朝倉市須川160番1先まで	3.9 ～ 7.5	

福岡県告示第712号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市須川174番8先から朝倉市須川168番3先まで	5.5 ～ 15.0	82.6	
		後	朝倉市須川174番8先から朝倉市須川168番3先まで	5.5 ～ 19.8		

福岡県告示第713号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年8月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町勝山浦河内字小廣谷439の5、440の1、440の3から440の6まで、440の17、441の1、443の1から443の3まで、勝山長川字清水444、字長谷446の1、犀川扇谷475、犀川上伊良原字小谷325、字猿田366の9、字京塚479、字森534、536、字森ノ上570、字城野2018、犀川上高屋字中ノ河内2314の18、2324の67、犀川帆柱7、21、24、31の1、31の2、32、34、60の2、61、62、345の1、464、468、878の3、1110、1567

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第714号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成30年8月14日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代9月号	雑誌15183-09	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又

は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。

福岡県告示第715号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成30年8月14日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	176	福岡市南区塩原二丁目3-1 福岡南交通安全協会 会長 佐藤 尚文	福岡市南区塩原二丁目3-1 南警察署内	平成30年 7月23日
旧		福岡市南区塩原二丁目3-1 福岡南交通安全協会 会長 藤永 憲一		

公 告

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年8月14日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
合河東部第二土地改良区	平成30年8月2日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年8月14日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営小路ヶ谷地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成30年8月14日から 平成30年9月11日まで	宗像市役所

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年8月14日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る契約の名称
可搬式速度違反自動取締装置賃貸借
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札を決定した日
平成30年7月23日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
三菱電機クレジット株式会社九州支店
 - 住所
福岡市中央区天神二丁目12番1号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
34,618,752円

- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成30年6月8日